採用活動における行動規範について

今村証券株式会社

当社は、学生の皆様に安心して OB・OG 訪問や面接に臨んで頂けるよう、採用活動における行動規範を制定し、学生に対して役職員側がパワーバランス上優位にある立場を利用し、セクハラやパワハラを惹き起こすことのないよう、人権を尊重、重視した行動の厳守を役職員に対して周知徹底することとしました。

【行動規範】

1. 役職員への周知啓発

学生対応を行う可能性のある役職員を対象に、e ラーニング等による啓発教育を実施し、行動規範の順守徹底を図ります。

2. OB・OG 面談のルール

（1）面談場所

次のいずれかの場所における面談を原則義務付けています。

① 会社施設（本社・本支店）の会議室等

② 会社指定の WEB 会議システム

（2）OB・OG 面談の総括管理

OB・OG 面談の日時・場所・方法については総務部人事課が総括管理及び連絡を行い、当社役職員が個別に学生の皆様へご連絡することは原則禁止しています。

3. 就活ハラスメント相談窓口

当社の採用活動におけるハラスメントに関する相談・苦情・質問は、次の窓口で受け付けます。

総務部人事課

電話 076-263-5119 受付時間 平日 09:00～17:00

メール saiyo@imamura.jp

制定 2026 年 10 月 15日